

障害者差別解消法の施行に向けた医療関係事業者等への周知について

平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、

同法第 11 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 12 付け「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」が厚生労働大臣により決定され、

各都道府県衛生主管部局等に通知された旨、厚生労働省医政局総務課長事務連絡があったので、会員におかれましてもご了知いただくとともに、

本対応指針にご協力いただきますようお願い致します。

なお、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」については、厚生労働省のホームページに掲載されました。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sabetsu_kaisho/index.html